信用金庫、知多信用金庫、碧海信用金庫、西尾信用金庫、蒲郡信用金庫、中日信用金庫、北伊勢上野信用金庫、桑名信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、長野県信用組合、株式会社日本政策投資銀行、一般社団法人中部経済連合会、一般社団法人中部航空宇宙産業技術センター、中部国際空港株式会社、名古屋商工会議所、国立大学法人名古屋大学

二　国際戦略総合特別区域の名称　アジアＮｏ．１航空宇宙産業クラスター形成特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　工場等新増設促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第八十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百九十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成三十年四月一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　さがみロボット産業特区　～ロボットで支える県民のいのち～

二　地域活性化総合特別区域の名称　ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第八十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第三千四十五号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成三十年四月一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　さがみロボット産業特区　～ロボットで支える県民のいのち～

二　地域活性化総合特別区域の名称　ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第九十号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百七十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成三十年四月一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区～ＡＡＡ（トリプルエー）（エイジレス・アクティブ・アドバンスト）シティおかやま～

二　地域活性化総合特別区域の名称　岡山市

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業

○内閣府告示第九十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定及び附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十九年内閣府告示第千五百四十号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成三十年四月一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域の名称　アジアヘッドクォーター特区

二　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　東京都

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際会議等参加旅客不定期航路事業、外国企業進出促進支援事業、国際戦略総合特別区域外国企業支店等開設促進事業、高度人材外国人受入促進事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第九十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第六十号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成三十年三月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　競争力と持続力を持つ交流６次化モデルの構築特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　南アルプス市

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第九十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百七十八号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成三十年四月一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　長崎県、長崎市、佐世保市及び西海市

二　地域活性化総合特別区域の名称　ながさき海洋・環境産業拠点特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第九十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百九十九号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成三十年四月一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　阿蘇地域

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村及び上益城郡山都町

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第九十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第四十条第一項の規定に基づき、次の平成二十六年内閣府告示第百二十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の認定を平成三十年三月三十一日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第三十五条第十三項の規定に基づき公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域の名称　千年の草原の継承と創造的活用総合特区

二　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　滋賀県

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第九十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、平成二十五年九月十三日付けで地域活性化総合特別区域を指定し、平成二十五年内閣府告示第二百十号をもって公示した地域活性化総合特別区域について、同条第九項の規定に基づき、平成三十年三月三十一日付けで指定を解除したので、次のとおり公示する。

平成三十年四月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地方公共団体の名称　滋賀県

二　地域活性化総合特別区域の範囲　大津市、草津市、守山市、栗東市及び野洲市の全域並びに彦根市及び長浜市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）